固定資産の評価替えを実施します

<mark>圆</mark>税務課 **2**65 6523)

平成27年度固定資産税の見直し

の評価替えの年です。 今年は、 固定資産 (土地・家屋)

業のことです。 ンスのとれた適正な価格に見直す作 価格の変動に対応し、評価額をバラ 評価替えとは、 3年に一度、 資産

ジをご覧いただくか、付します。詳しくは、 問合せください 5月に納税通知書と課税明細書を送 税(都市計画税を含む)を算定し 見直した評価額をもとに固定資産 担当課までお 市ホー ペペ



土地・家屋・償却窓

(約80億円)を占める大切な財源とな税金です。市税収入のおおよそ半分日現在の固定資産の所有者にかかる日現在の固定資産税」は、毎年1月1日、毎年1月1日で、日本・「国定資産税」は、毎年1月1日のおりでは、 います。

◆土地の評価替え

おいて不動産鑑定を行い、については、区域ごとの標評価額を見直しました。例 定の基礎として 地の評価替えでは、 、区域ごとの標準宅地に直しました。例えば宅地価替えでは、宅地などの います。 評価額算

土地の評価を行うために、今回の評価替えでは、ト の2点を取り入れました。 新たに次

①土砂災害特別警戒区域への減額補正

減額するものです。 が対象になります。 .額するものです。主に山際の宅地区域に指定された土地の評価額を

②建築基準法上の道路に該当しない 路線の減額補正

受けることから、評価額単価を減額道路に該当しない路線は建築制限を市街化区域のうち建築基準法上の

◆家屋の評価替え

額に経過年数に応じて古くなった分築費(再建築価格)を計算し、その同じものを新築するとした場合の建家屋の評価替えでは、その家屋と

月現在の建築資材の価格をもとに算今回の評価替えでは、平成25年7の補正率をかけて派客し… 見直しを行いました。

据え置かれ、評価額が下がらないこを上回った場合はそのまま評価額がけて減額しても、見直し前の評価額このため、再建築価格に補正率をか このため、再建築価格に補正より5%程度引き上げられて にあったことが加味され、 国の基準は、 建築物価が上昇 前回基準 います。



「固定資産評価額の縦覧」と 「路線価図・標準宅地図の公開」

を行っています

開していますので、ご自身すべての土地・家屋の評 評価額を比較することもできます。 家屋の評価額と、 他の土地・家屋の ご自身の 地 を公

間 4月1日(水)~6月1日(月) ※木曜日のみ19時まで平日8時30分~17時15分

場 税務課

北部振興局福祉生活課·各支所

標準宅地図の

評価額単価(路線価)を公開していとに、それぞれの道路に付けられた位置と、標準宅地の鑑定評価額をも宅地評価の基礎となる標準宅地の ます。

課までお申し出ください いつでも閲覧できますので、 担当





行 政 Informat 応援します。意欲ある農林漁業者の地産地消事業を

問農政課(☎65 -6522)

軽自動車税の の減免申請を受付けますのある人に対する

問税務課(☎65-6508)

5月7日 木 25日 (月)

受付期間

行

政

Informati

税の減免を受けることができます または②に該当する人は、 の所有者として登録している次の① 軽自動車・二輪の小型特殊自動車等 日現在、 原動機付自転車 軽自動車

帳のいずれかの交付を受け、その れる要件に該当する人 しょうがいの程度が減免を受けら 療育手帳·精神障害者保健福祉手 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・

と生計をともにす 手帳のいずれかの交付を受けた人 または療育手帳、 身体障害者手帳の交付を受けた人、 れる要件に該当する満18歳未満の の程度が減免を受けら 精神障害者福祉

※減免が受けられる範囲につ 担当課まで 一定の要件があります。 詳しくは いては、

新規に軽自動車税の減免を 申請する人は

税の減免を受けている場合は、 事前に担当課または市ホー 動車税の減免対象にはなりません。 につき1台のため、 でご確認ください。 所有者・運転者・ 必要書類などがありますので、 普通車で自動車 また適用は1 使用目的などの ムページ 軽自

受けている人は 昨年軽自動車税の減免を

※軽自動車税納税通知書が届いても、 を送付しますのでご確認ください。 5月1日付けで継続申請の案内文 減免の承認通知が届くまでは納付 保管してください



持続できる地産地消推進支援事

業補助金

に、 に取り組みたいと考えている皆さん地産地消等につながる販路拡大など 新たに農林水産物の新商品開発や 詳しくは担当課または市ホー その経費の一部を補助します。 Δ ~

【補助対象者】

ージまで。

- 漁業者 (団体) 市内で現に経営を行って いる農林
- られた人 一のでは、 一のでは、 のでは、 ので

【補助対象事業】

- 発など付加価値を増大させるもの 農林水産物等を活用した加工品の開
- るもの 農林水産物等の消費拡大に寄与す 物流改善や直売市の継続開催など、
- 市民に地産地消の社会的意義など 物を内外にPRするもの 市内の農林水産業および農林水産
- を普及啓発するもの の地産地消および市

与するもの も含めた農林水産物 0) 消 費拡大に寄

【補助率·補助限度額】

補助下限額 20 万 円 3 分 の 2 〇〇万円

【補助事業の実施期間】

交付決定日 平成28年3月31日

【募集期間】

4 月 20 日 月 ~5月 Ħ

【事前相談】

ださい。 まずは電話で担当課まで連絡してく までの間、 4 月 1 事前相談を受付けます ~ 5 月 金)

【その他】

- メールでは受付できません) の平日にお越しください。 事前相談や申請書提出は、 (郵送 各期間
- ・5月に開催予定の審査会で交付対 象者を決定します
- ページからダウンロー 募集案内、申請書様4 申請書様式は市ホ ドできます

▽固定資産評価額の縦覧